

藤沢市教育委員会 12 月定例会会議録

日 時 2015 年（平成 27 年）12 月 16 日（水）
午後 6 時 00 分
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 教育長報告
 - (1) 臨時代理の報告について（市議会定例会提出議案（工事請負契約の締結）に同意することについて）
 - (2) 臨時代理の報告について（市議会定例会提出議案（工事請負契約の締結）に同意することについて）
 - (3) 臨時代理の報告について（市議会定例会提出議案（工事請負契約の締結）に同意することについて）
- 5 議 事
 - (1) 議案第 3 1 号 藤沢市教育委員会に係る藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について
 - (2) 議案第 3 2 号 藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程の制定について
 - (3) 議案第 3 3 号 藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱について
- 6 閉 会

出席委員

1番 吉田早苗
2番 小竹伊津子
3番 中林奈美子
5番 井上公基

出席事務局職員

教育次長	小林誠二	教育部長	吉住潤
教育部参事	神尾友美	教育部参事	小木曾貴洋
教育部参事	村上孝行	教育部参事	神尾哲
学校教育企画課長	齋藤直昭	学校施設課長	佐藤謙一
教育総務課主幹	佐藤繁	教育指導課主幹	松原保
学務保健課主幹	小池規子	学務課保健指導主事	湯山薫
書記	西山勝弘		

午後6時00分 開会

小竹委員長

ただいまから藤沢市教育委員会12月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長

それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、1番・吉田委員、3番・中林委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、1番・吉田委員、3番・中林委員にお願いすることといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長

続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりの承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長

それでは、このとおりの承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長

これより教育長報告を行います。

(1) 臨時代理の報告について(市議会定例会提出議案(工事請負契約の締結)に同意することについて)、(2) 臨時代理の報告について(市議会定例会提出議案(工事請負契約の締結)に同意することについて)、(3) 臨時代理の報告について(市議会定例会提出議案(工事請負契約の締結)に同意することについて)、一括して報告をお願いします。

吉田委員

それでは、教育長報告(1)、(2)、(3)臨時代理の報告について(市議会定例会提出議案(工事請負契約の締結)に同意することについて)を一括してご報告申し上げます。

本議案は大清水小学校給食調理室新築工事(建築)、(機械設備)、(電気設備)の工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付さなければならぬことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたところ、臨時会を開催する暇(いとま)がなく、緊急やむを得ない事情だったことから、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月20日に臨時に代理したものです。このことから同規則第3条第2項の規定により、教育長が臨時に代理した場合においては、次の教育委員会の会議に報告しなければならないことから、本日も報告させていただきます。

はじめに、大清水小学校給食調理室新築工事(建築)の工事請負契約の

締結について、臨時代理の報告です。提出する議案は、大清水小学校給食調理室新築工事（建築）の、契約の相手方ほか工事概要等につきましては記載のとおりです。

次に、（２）大清水小学校給食調理室新築工事（機械設備）の工事請負契約の締結について、臨時代理の報告です。提出する議案は、大清水小学校給食調理室新築工事（機械設備）の、契約の相手方ほか工事概要等につきましては記載のとおりです。

次に、（３）大清水小学校給食調理室新築工事（電気設備）の工事請負契約の締結について、臨時代理の報告です。提出する議案については、大清水小学校給食調理室新築工事（電気設備）の、契約の相手方ほか工事概要等につきましては記載のとおりです。

それでは、教育長報告（１）（２）（３）につきまして、臨時代理をした件名や提出日など、記載事項は同じになりますので、一括して臨時代理書を読み上げます。（臨時代理書朗読）

小竹委員長 ただいまの教育長報告につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、報告どおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 それでは、議事に入ります。

議案第 31 号藤沢市教育委員会に係る藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

神尾（友）教育部参事 議案第 31 号藤沢市教育委員会に係る藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。この規則を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の整備法により、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律が改正され、法律の題名及び語句が改正されることに伴い、規定の整備を行う必要によるものです。

それでは、新旧対照表を用いて規則の内容をご説明いたします。（新旧対照表参照）

はじめに、第 2 条第 1 項第 2 号について、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 2 条第 1 項」は、「又は」として同号に規定している「電子署名及び認証業務に関する法律第 2 条第 1 項」を引用する規定であり、重複していることから削るものです。

次に、同項第 3 号アについては、マイナンバー法の整備法により、「電

子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」の題名が、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、また、同法第3条第1項において規定する「電子証明書」が、「署名用電子証明書」に改正されるため、本規則についてあわせて改正するものです。

附則ですが、この規則は平成28年1月1日から施行するものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

小竹委員長

事務局の説明が終わりました。議案第31号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第31号藤沢市教育委員会に係る藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

小竹委員長

次に、議案第32号藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程の制定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

村上教育部参事

それでは、議案第32号藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程の制定について、ご説明いたします。藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程については、教職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を定めるものです。

それでは、規程の条文について説明いたします。第1条は規定の趣旨について、第2条は、用語の意味について、第3条は、教育委員会等の責務について、第4条は、教職員の責務について、第5条は、総括安全衛生管理者の設置とその業務について、第6条及び第7条は、衛生管理者の設置とその職務について、第8条及び第9条は、衛生推進者の設置とその職務について、第10条及び第11条は、産業医の設置とその職務について、第12条は、健康診断の実施について、第13条は、教職員の健康診断受診義務について、第14条は、衛生委員会の設置について、第15条は、衛生懇談会の設置について、第16条は、学校衛生協議会の設置について規定したものです。この規程の施行日については、平成28年4月1日としております。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

小竹委員長

事務局の説明が終わりました。議案第32号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 32 号藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程の制定については、原案のとおり決定いたします。

×××

小竹委員長 次に、議案第 33 号藤沢市学校事故設置委員会委員の委嘱についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

村上教育部参事 それでは、議案第 33 号藤沢市学校事故設置委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。藤沢市学校事故措置委員会は、児童生徒の安全についての施策を推進するとともに、学校管理下の事故により災害を受けた場合に、見舞金等を支給することなどを審議することを目的として設置されております。藤沢市学校事故措置条例第 5 条第 2 項に基づき、藤沢市学校事故措置委員会規則が規定されており、その第 4 条第 2 項により補欠の委員を委嘱する必要が定められております。

学校事故措置委員会委員のうち 1 名が、本年 9 月 30 日をもって退任したことに伴い、2015 年 12 月 17 日から 2016 年 12 月 31 日までを期間として補欠の委員を委嘱するものです。

参考として、藤沢市学校事故措置委員会規則第 3 条による委員会の委員の選出区分は、(1)市民 2 人、(2)学識経験者 3 人、(3)保護者 5 人、(4)市立学校教職員 4 人となっております。今回はこのうち、(3)の保護者のうち 1 名についての委嘱になります。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

小竹委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 33 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 33 号藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷

小竹委員長 以上で、本日予定いたしました審議する案件はすべて終了いたしました。委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますか。

小竹委員長 それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。次回は 1 月 13 日(水)午後 3 時から、傍聴者の定員は 20 名、場所は森谷産業旭ビル 4 階第 1 会議室において開催ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、次回の定例会は、1月13日（水）午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の審議の日程はすべて終了いたしました。

午後6時20分 閉会